

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（財務省 国際局 理財局）

制 度 名	非居住者等が受け取る公社債の利子等に係る非課税措置の簡素化・拡充	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>非居住者等が受け取る公社債に係る利子等について、以下の措置を講ずること</p> <p>① 非居住者等が受け取る国債や地方債に係る利子等の非課税措置について簡素化・拡充を図ること</p> <p>② 非居住者等が受け取る社債等に係る利子等についても非課税措置を導入すること</p>	
	減収見込額 (平年度)	— 百万円

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

(1) 政策目的

非居住者等の公社債市場への参加を促進し、円の国際化及び我が国金融・資本市場の活性化や国債の安定消化・資金調達コストの低減を図る。

(2) 施策の必要性

公社債市場は、内外投資家や企業にとって重要な資金運用又は資金調達の間であるところ、より多くの投資家による市場参加を促し、市場を活性化させることは、我が国企業の資金調達の円滑化に資するとともに、金融・資本市場の国際競争力の強化に取り組むためにも必要となる。

主要国においては、既に、海外投資家の国内市場への投資促進のため、非居住者等が受け取る公社債等利子についての非課税措置が措置されており、我が国においても、海外投資家の投資促進の観点から、平成 11 年に国債、平成 19 年に地方債について非居住者等の受け取る利子について非課税措置が導入されている。

しかしながら、当該非課税措置の手続き等の煩雑さやわかりにくさから日本への投資が敬遠され、日本市場への投資の機会が失われている場合がある。

また、非居住者等の参加を促進することは円の国際化及び我が国金融・資本市場の活性化を図ることにも資する。諸外国においては、非居住者等が受け取る社債等の利子等について非課税措置が設けられており、非居住者等が受け取る社債等の利子等に対して、源泉徴収が行われる我が国の社債等市場の魅力が、諸外国に比して乏しくなっている。このため、我が国企業は、グローバルな競争に晒されているにもかかわらず、居住地国課税の立場をとる国の企業に比して資金調達の面で劣後する状態となっている。

このため、現状措置されている国債・地方債に係る非居住者が受け取る利子の非課税措置について手続き等の簡素化・拡充を図るとともに、当該非課税措置の対象債券を社債等にも拡大するなどの措置を講ずることが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

現行の非居住者等の受け取る利子非課税措置の簡素化・拡充や対象となる債券の範囲の拡大を図ることにより、円の国際化及び我が国金融・資本市場の活性化や国債の安定消化・資金調達コストの低減が更に図られる。

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標 3－5：国債の円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用  (平成 21 年度政策評価実施計画)												
	政策の達成目標	我が国社債等市場の魅力を高め、円の国際化及び我が国金融・資本市場の活性化を図る。あわせて我が国企業の円滑な資金調達及び国債の安定消化・資金調達コストの軽減を図る。												
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久化												
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)												
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	国債及び地方債の海外投資家の保有残高は増加傾向にある。												
	租税特別措置の適用実績	海外投資家による国債・地方債の保有額の推移 (単位：兆円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006 年度</th> <th>2007 年度</th> <th>2008 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td>40.2</td> <td>47.3</td> <td>43.7</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> (注) 日銀資金循環表より		2006 年度	2007 年度	2008 年度	国債	40.2	47.3	43.7	地方債	0	0	0.1
		2006 年度	2007 年度	2008 年度										
	国債	40.2	47.3	43.7										
地方債	0	0	0.1											
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	海外投資家による国債・地方債の保有割合の推移 (単位：%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006 年度</th> <th>2007 年度</th> <th>2008 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国債</td> <td>6.0</td> <td>6.8</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> (注) 日銀資金循環表より		2006 年度	2007 年度	2008 年度	国債	6.0	6.8	6.4	地方債	0	0	0.2	
	2006 年度	2007 年度	2008 年度											
国債	6.0	6.8	6.4											
地方債	0	0	0.2											
前回要望時の達成目標	なし													

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
これまでの要望経緯	振替社債等の利子に係る非居住者等非課税制度は、平成 17 年税制改正要望において要望を開始。 振替国債の利子に係る非居住者等非課税制度は、平成 11 年度以降新設及び拡充。	